

令和5年度

事業計画書



公益財団法人 滋賀県交通安全協会

は じ め に

令和4年の県下の交通事故情勢は、交通事故発生件数及び死傷者ともに増加し、特に交通事故死者については、ここ2年減少傾向でありましたが、昨年は1名増となりました。

そのため公益財団法人滋賀県交通安全協会は、県民一人ひとりの交通安全意識の一層の高揚を図り、交通安全行動の実践へ結びつけ、幼児から高齢者に至る各ライフステージに合わせた幅広い交通安全活動を展開して、「交通事故のない安全、安心な滋賀」を目指します。

令和5年度は、

- ① 高齢者及び子どもの交通事故防止
- ② 歩行者及び自転車の安全確保
- ③ 生活道路及び交差点における安全確保
- ④ 全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ⑤ 飲酒運転、妨害運転等の危険運転の根絶

を活動の重点として、新型コロナ等の感染予防に配慮しながら各地区交通安全協会と協働し、安全・安心な交通社会の実現に取り組みます。

第1 交通安全対策事業

| 実施項目 | 実施細目 |
|--|---|
| <p>1 交通マナーと交通安全意識を高めるための積極的な啓発事業の実施</p> | <p>1 交通安全指導及び広報・啓発活動 別表に掲げる各期の交通安全運動等における推進事項の推進 (1) テレビ・ラジオ放送等各種の広報媒体を活用した広報啓発 (2) 県協会ホームページやSNS（フェイスブック）等を活用した広報 (3) 機関紙「おうみの交通」の定期発行（年4回、約5万枚） (4) のぼり旗等の掲出及びチラシ等の配付による来庁者等に対する啓発活動 (5) 関係機関・団体と連携した通学路及びレッドゾーン等における街頭指導啓発活動 (6) 交通安全フェア、イベント開催等を通じた広報啓発活動</p> <p>2 滋賀県交通安全フェア等への参加 滋賀県トラック協会等が主催する交通安全フェアや各地区で行われる交通安全フェアへの参加</p> <p>3 交通死亡事故多発警報等の発令時における対応策 のぼり旗等の掲出による運転免許証更新手続き者等の来庁者に対する周知徹底</p> |
| <p>2 高齢者及び子どもを対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育の推進</p> | <p>1 子どもに対する交通安全対策 「交通ルール守り隊（自転車安全利用指導員）」による幼稚園児、小学生等に対する参加・体験・実践型の交通安全教室の開催</p> <p>2 高齢者に対する交通安全対策 (1) 高齢者交通安全教育研修会 令和5年11月に開催予定（県庁） (2) 出前式交通安全教室等の開催 各地域で開催されるイベントを利用した参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催</p> |
| <p>3 自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進</p> | <p>1 自転車事故防止活動 (1) ルールとマナーの向上 ア 自転車シミュレーター等を活用した出前型の自転車交通安全教室の開催 イ 街頭指導を通じて、改正された「自転車安全利用五則」</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>等、交通ルールとマナーの周知</p> <p>(2) 自転車の安全点検（TSマーク）の普及促進 滋賀県自転車軽自動車商業協同組合との連携のもと、自転車の量販店に対し、自転車安全整備店登録を働きかけ、自転車の安全点検（TSマーク）の普及促進</p> <p>(3) 「滋賀のけんみん自転車保険制度」の加入促進 自治体と連携した各種広報啓発活動を継続するとともに「滋賀のけんみん自転車保険制度」の加入を促進</p> <p>(4) 「交通ルール守り隊（自転車安全利用指導員）の資質の向上 ア 研修会等に参加し、自転車利用者に対する効果的な交通安全教育手法の調査研究のほか、自転車の安全利用を推進する指導員の育成 イ 自転車安全利用指導員が行う教育指導の資質向上</p> <p>(5) 広報啓発活動の強化 自転車安全利用日（毎月1日）及び自転車安全利用月間（5月）における自転車乗車時のヘルメット着用推進等の広報啓発活動の強化</p> <p>2 交通安全子供自転車滋賀県大会の開催 令和5年7月8日（土）、ウカルちゃんアリーナ（滋賀県立体育館・武道館）で開催予定 ア 各地区又はブロック単位で予選大会を開催予定 イ 全国大会については、令和5年8月9日（水）東京ビックサイトで開催予定</p> |
| <p>4 全席シートベルト・チャイルドシート着用及び反射材の普及活動の推進</p> | <p>1 広報啓発活動 年間を通じ、「おうみの交通」等の広報媒体を活用した広報啓発活動の推進</p> <p>2 シートベルト・チャイルドシート着用の推進 (1) チャイルドシートの普及を図るための広報、啓発活動の推進及び交通安全協会会員に対するチャイルドシート無料貸出しの実施 (2) シートベルト着用の重要性を認識させるため、交通安全教室や各種イベント会場における広報・啓発活動の推進</p> <p>3 反射材の普及活動 (1) 反射材の有効な着用普及を図るため、各種イベント開催時における反射材の着用体験等の推進及びファッションブルディレクターによる反射糸を活用した反射材体験教室及び反射材フェ</p> |

| | |
|-----------------------------------|---|
| | <p>ア一等の開催</p> <p>(2) 機関紙「おうみの交通」及び県協会ホームページへの掲載による周知と着用促進</p> |
| 5 飲酒運転の根絶を図るための「ハンドルキーパー運動」等の普及促進 | <p>1 広報啓発活動の推進 広報紙等による広報啓発の推進</p> <p>2 ハンドルキーパー運動の実施 広報紙等による「ハンドルキーパー運動」の県民への浸透定着化の促進</p> |
| 6 交通安全推進出前講座の充実 | <p>1 「交通ルール守り隊（自転車安全利用指導員）」による企業・地域に対する交通安全講座の開催</p> <p>2 大津保護観察所の集団処遇対象者（保護観察中の交通事件対象者）に対する講師の派遣</p> |
| 7 二輪車事故防止のための講習会等の開催及び指導員の育成 | <p>1 交通安全講習等の開催 (1) 二輪車安全運転講習の開催 二輪車安全運転講習（ワンデー・スクール）の開催（年8回の予定） (2) 日本二輪車普及安全協会主催のグッドライダーミーティングの開催支援（年2回）</p> <p>2 二輪車安全運転指導員の指導・育成 (1) 指導員資格審査の実施による指導員の育成と充実 (2) 指導員の資質向上を図るため、二輪車特別指導員及び指導員に対する教育指導を実施</p> |
| 8 交通安全活動推進センター事業の推進 | <p>滋賀県公安委員会の指定を受け、道路交通法に定める事業の実施</p> <p>(1) 適正な交通方法、交通事故防止、その他交通安全に関する広報・啓発活動</p> <p>(2) 道路使用に関する調査活動</p> <p>(3) 交通事故等の相談</p> <p>(4) 地域交通安全活動推進委員研修会の開催（令和6年2月予定）及び地域交通安全活動推進委員協議会への連絡調整等</p> <p>(5) 地域交通安全活動推進委員全国研修会への参加 地域交通安全活動推進委員の知見の向上を図るため、県警と協議のうえ、令和5年6月東京で開催予定の全国地域交通安全活動推進委員研修会に参加</p> |

団体の表彰等の顕彰活動の実施

(5) 広報車による交通安全啓発活動の実施

2 県重点活動への取り組み

(1) 高齢者及び子どもの交通事故防止

ア 交通安全見守り隊と連携した地区交通指導員による幼稚園（保育）園、小学校、老人クラブ等への出前教室の開催

イ 新入学（園）児を対象とした啓発グッズ等を活用した事故防止活動の促進

ウ 地区協会役員等による高齢者宅訪問活動の推進

エ 通学路や生活道路の安全点検に参画及び交通危険箇所への飛び出し防止看板等の設置活動の推進

オ 高齢者交通安全教育指導者による高齢者全般に対する交通安全教育の推進

(2) 歩行者及び自転車の安全確保

ア 横断歩道利用者ファースト運動の推進

イ 歩行者を対象とした正しい道路横断等の周知徹底を図るため、街頭活動時における積極的な声かけの励行

ウ 通学路及び大型量販店等での自転車安全利用の呼びかけ

エ 通学路や生活道路を活用した歩行者・自転車利用者対象の実践的な交通安全教室の開催

オ 子どもの交通安全自転車地区大会の積極的な開催

カ 歩行中や自転車乗車中における携帯電話等の使用による危険性の周知と指導

キ 改正された「自転車安全利用五則」の普及促進

ク 道路交通法の一部改正によるすべての年齢層の自転車利用者に対するヘルメット着用の努力義務の周知徹底

(3) 生活道路及び交差点における安全確保

ア 生活道路等における交通危険箇所の点検・整備の実施

イ 「ゾーン30」における車両の走行速度抑制の呼びかけ

ウ 交差点における交通立番など保護誘導活動の実施

エ 交差点での信号遵守、一時停止、安全確認を徹底する広報啓発活動の実施

オ 交差点での「止まる・見る・待つ」の呼びかけ

(4) 全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

ア 自治体及び関係団体等と連携したシートベルト、チャイルドシート着用促進広報の実施

イ 保育園、幼稚園等でのチャイルドシートの普及促進

(5) 飲酒運転、妨害運転等の危険運転の根絶

ア ハンドルキーパー啓発活動の実施

| | |
|--|---|
| | <p>イ 自治体及び地区安全運転管理者協会等と連携した飲酒運転根絶啓発の実施</p> <p>ウ 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性の周知啓発活動の実施</p> <p>エ 運転中のスマートフォン等の使用等（いわゆる「ながら運転」）の危険性の周知啓発活動の実施</p> <p>(6) 交通死亡事故多発警報等の発令時における対応策のぼり旗の掲出及び街頭啓発活動等による周知徹底</p> |
|--|---|

第3 受託事業

| 実 施 項 目 | 実 施 細 目 |
|-------------|---|
| 1 運転免許関係業務 | <p>1 運転免許関係事務に関する事務委託仕様書に基づく業務 「免許事務処理要領」に基づき、運転免許センター、同米原分室及び各警察署において、下記の運転免許関係事務を実施</p> <p>(1) 運転免許申請（新規・併記免許・原付・特定失効・仮運転免許）の受理事務</p> <p>(2) 限定解除及び条件解除の受理事務</p> <p>(3) 運転免許証更新申請の受理・交付事務</p> <p>(4) 運転免許証の再交付申請の受理・交付事務</p> <p>(5) 運転免許証記載事項変更届等の受理事務</p> <p>(6) 運転免許証の交付等の事務</p> <p>(7) 国外免許証の申請受理・交付の事務</p> <p>(8) 運転免許証の更新申請等に係る写真撮影に関する事務</p> <p>(9) 運転免許証の申請取消（返納）・運転経歴証明の申請受理・交付の事務等</p> <p>(10) 運転経歴証明書の記載事項の変更届の受理事務</p> <p>(11) 運転免許証の返納届の受理事務</p> <p>(12) 運転経歴証明書の返納届の受理事務</p> <p>(13) 運転経歴証明書の再交付申請の受理・交付事務</p> <p>(14) 運転免許証の更新申請に係る適性検査事務</p> <p>(15) 各種申請（届出）にかかる案内</p> <p>(16) 県民からの問い合わせ等への対応事務</p> <p>2 運転免許課との協議・検討の推進 デジタル化等の進展に伴う社会情勢や免許制度の改革等に即応した事業を展開するため、運転免許課との協議・検討の推進</p> |
| 2 自転車安全利用指導 | <p>「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づ</p> |

| | |
|--------------|--|
| 業務 | く自転車安全利用指導員による自転車交通安全教室及び自転車保険への加入促進啓発の実施など、あらゆる活動を通じ同条例の周知徹底 |
| 3 道路使用許可調査業務 | 草津警察署管内における道路交通法第108条の31第2項第7号に基づき、法第77条第1項による道路使用許可に係る道路又は交通の調査業務 |

第4 収益事業

| 実施項目 | 実施細目 |
|------------------------|--|
| 1 警察関係事務手数料収入証紙売りさばき事業 | 1 運転免許更新者、運転免許申請者及び高齢者講習受講者並びに行政処分者講習受講者等の利便を図るための運転免許センター、同米原分室及び各警察署において警察関係事務手数料収入証紙の売りさばき事業を実施 2 安全運転管理者講習会場及び副安全運転管理者講習会場における警察関係事務手数料収入証紙の臨時売りさばき事業 |
| 2 運転免許申請用写真事業 | 運転免許センター（自動証明写真機）、大津、草津、守山、近江八幡、東近江、彦根の各警察署における各種運転免許試験受験者及び国外運転免許申請者等を対象とした証明写真の作成事業 |
| 3 運転免許証郵送事業 | 1 警察署で更新運転免許証及び運転経歴証明書の郵送依頼を受け、運転免許センターで作成、交付された運転免許証等の指定場所への郵送事業 2 経由更新（本県及び他府県受付）申請者の依頼を受け、申請者の居住地の交通安全協会への免許証郵送申込書の発送及び本県で作成交付された運転免許証の指定場所への郵送事業 |
| 4 物品販売・斡旋事業 | 運転免許センター等への来庁者に対する交通安全グッズ等の販売及び関係機関団体等への交通安全教育資料（「人と車」「DVD」等）の販売・斡旋事業 |

第5 協会活動への理解、支援を深める諸活動

| 実施項目 | 実施細目 |
|------|------|
| | |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>1 評議員会、理事会等の開催</p> | <p>1 評議員会の開催 当協会の事業計画、収支決算等重要案件を審議するための評議員会の2回以上の開催</p> <p>2 理事会の開催 当協会の業務の執行を決定し、円滑な推進を図るための理事会の2回以上の開催</p> <p>3 専門部会の開催 公益財団法人として真に県民から支持される協会を確立するため、各種の問題・課題に対する調査研究を行うための専門部会の開催</p> <p>4 地区会長会の開催 各地区の連携を図るための「地区会長連絡会議」を開催</p> <p>5 業務執行理事会議の開催 当協会の円滑かつ効率的な業務執行を行うため、定期的に業務執行理事会議を開催</p> |
| <p>2 情報開示の実施</p> | <p>活動の透明性を確保し公益財団法人としての活動に理解と協力を得るため、県協会のホームページ及びフェイスブックを随時更新又は刷新するとともに、協会の組織や活動状況、財務状況を公開</p> |
| <p>3 個人情報の取扱い</p> | <p>県協会規定の遵守による日常取扱う個人情報の適正な管理の徹底</p> |
| <p>4 職員研修の実施</p> | <p>職員の能力、技能、職務倫理の向上及び法令遵守を徹底するため、窓口職員を対象とする研修会を年1回以上開催、また関係機関団体等が開催する研修会への積極的な参加</p> |
| <p>5 健全な財政基盤と組織体制の確立</p> | <p>1 会員の拡大</p> <p>(1) 免許更新申請者等に対する親切な接遇 更新窓口業務の親切・丁寧・迅速化を推進するとともに、交通安全協会の活動への理解を得るため、入会案内や掲示板等を見直すなど、来庁者の立場に立った受付案内体制づくり</p> <p>(2) 会員特典制度の周知徹底 会員特典「チャイルドシートの無料貸し出し」及び「入院見舞金制度」等、メリットある会員特典制度について、県協会のホームページや各種広報媒体活用による周知徹底</p> <p>(3) 会員特典制度の向上</p> |

プレゼント制度の廃止に伴い、会員拡大を図るための新たな会員サービスとして、「協力団体（者）からのサービス提供」等の拡充

(4) 積極的な広報活動

交通安全協会の活動を積極的にPRして交通安全協会に対する理解を深め協力を得るため、免許更新時の機会を利用した会員獲得のための声かけ活動及び啓発チラシ並びに情報掲示板の活用等による会員拡大活動の実施

2 交通安全啓発品の販売促進

受験のための交通関係教本や高齢者マーク、反射タスキ等の交通安全啓発品の販売促進

3 健全な組織体制の確立

事務負担等に応じた職員の適正配置及び適正処遇を推進し、事務の合理化、効率化を図るため各事務所とのネットワークの構築の推進

4 活動を支える人材の育成

地域に根ざした交通安全活動を積極的に推進するため、時代に適合した活動の検討と人材の発掘育成

5 デジタル化推進への対応

社会のデジタル化の進展に伴い会員データのデジタル化の推進

6 勤務意欲の向上

職場環境の改善と勤務意欲の向上を図るため各種働き方改革の推進及び協会職員の士気高揚と勤務実績の向上を図るため成績優良者に対する積極的な顕彰

別表

1 年度を通じて実施する運動

| 運 動 名 |
|----------------|
| 横断歩道利用者ファースト運動 |
| 近江路交通マナーアップ運動 |
| 高齢者「三方よし」運動 |
| 前照灯早め点灯運動 |

2 期間を定めて実施する運動

| 運 動 名 | 期 間 |
|----------------------|------------------------|
| 春の全国交通安全運動 | 5月11日（木）～5月20日（土）10日間 |
| 夏の交通安全県民運動 | 7月15日（土）～7月24日（月）10日間 |
| 秋の全国交通安全運動 | 9月21日（木）～9月30日（土）10日間 |
| 年末の交通安全県民運動 | 12月1日（金）～12月31日（日）31日間 |
| 新入学（園）児と高齢者の交通事故防止運動 | 令和6年3月15日（金）～4月15日（月） |

3 交通安全強調日（月）

| 名 称 | 実施日（月） | 備 考 |
|--|----------------------|-----------------------------|
| 交通安全啓発日 自転車安全利用日 | 毎月1日 | 1日が土・日・祝日に当たる場合は、次の平日に当たる日 |
| 近畿交通安全日 高齢者交通安全の日 | 毎月15日 | |
| シートベルト・チャイルドシート 着用啓発日 | 毎月20日 | 20日が土・日・祝日に当たる場合は、次の平日に当たる日 |
| 横断歩行者利用者ファースト運動啓発日 近江路交通マナーアップ運動啓発日 | 毎月25日 | 25日が土・日・祝日に当たる場合は、次の平日に当たる日 |
| ノーマイカーデー（公共交通機関利用促進日） | 毎週金曜日 | |
| 飲酒運転根絶啓発日 飲酒運転について考える日 | 毎月第4金曜日 | |
| 自転車安全利用月間 | 5月（1か月間） | 自転車の安全利用啓発活動を実施 |
| 交通事故死ゼロを目指す日 | 5月20日（土） 9月30日（土） | |